

みよし市固定資産評価審査委員会 次第

日 時 令和3年3月31日(水)
午後1時30分から
場 所 市役所3階301会議室

1 挨拶

2 議題

- (1) 固定資産評価審査委員会委員長の選挙及び委員長の職務を代理する委員の指定について
- (2) みよし市固定資産評価審査委員会規程の一部改正について

3 研修

- (1) 固定資産の評価について
- (2) 固定資産評価審査制度について

4 その他

みよし市固定資産評価審査委員会委員名簿

氏 名	住 所	任 期	職業
かみ 子 晃		令和2年5月11日から 令和5年5月10日まで	税理士
なか 嶋 茂		令和2年9月1日から 令和5年8月31日まで	土地家屋調査士
はら だ のり ひで 原 田 憲 秀		令和2年10月1日から 令和5年9月30日まで	税理士

事務局名簿

職 名	氏 名
総務部部长	清 水 創 一
総務部次長兼総務課課長	小野田 浩 司
総務部副参事	服 部 誠
書記 (総務課副主幹)	鈴 木 正 康

みよし市固定資産評価審査委員会規程第 号

みよし市固定資産評価審査委員会（昭和26年三好村固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月 日

みよし市固定資産評価審査委員会委員長

第6条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

みよし市固定資産評価審査委員会規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>第6条 略</p> <p>2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除く外、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除く外、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p>

みよし市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

みよし市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年三好村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(審査の申出) 第4条 1～8 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1及び2 略</p> <p>3 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調査を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調査を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調査を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(議事についての調査)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し議事に参与した委員及び調査を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p>	<p>(審査の申出) 第4条 1～8 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、総代理人によって審査の申出をするときは、総代理人が押印しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1及び2 略</p> <p>8 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(議事についての調査)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し議事に参与した委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)以下 略</p>

令和3年度 資産評価システム研究センター研修会のお知らせ

令和3年度の当センターの各種研修会は、総務省及び各都道府県のご協力を得て、下表の開催予定時期及び開催予定地で集合研修で実施する予定としております。また、並行してオンライン研修の実施も検討しておりますので、実施方法が変更する場合がありますこと予めご承知おき下さい。

今後、各研修会の実施方法、開催日及び会場並びに講義内容等は、決定次第ホームページ(<http://www.recpas.or.jp>)や本誌でお知らせします。また、令和3年度早々には開催通知を送付します。

各研修会とも便宜上ブロック分けをしていますが、どこのブロックでも受講は可能です。

なお、上記の研修会とは別に、研修講師の派遣事業も行っております。お気軽にご相談下さい。

I 一般研修会

1. 固定資産税事務研修会 (受講料 (テキスト代含) 2,000円/人 (税込))

開催地	ブロック	開催予定時期	開催予定地
北海道	北海道	8月下旬	札幌市内
岩手県	青森県・岩手県・秋田県	6月中旬	盛岡市内
山形県	宮城県・山形県・福島県	6月下旬	山形市内
東京都	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	5月下旬	千代田区内
福井県	富山県・石川県・福井県	8月下旬	福井市内
愛知県	岐阜県・愛知県・三重県	8月上旬	名古屋市内
兵庫県	滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県	7月下旬	神戸市内
鳥取県	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	8月下旬	鳥取市内
愛媛県	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	7月下旬	松山市内
福岡県	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	7月上旬	福岡市内
沖縄県	沖縄県	6月上旬	那覇市内

[時間割案]	9時50分～10時50分	固定資産税制度の現状と課題等 (60分)
	11時00分～12時10分	家屋評価制度 (70分)
	13時10分～14時00分	償却資産制度 (50分)
	14時10分～15時20分	土地評価制度 (70分)
	15時30分～16時30分	鑑定評価書の見方等 (60分)

2. 固定資産評価審査委員会運営研修会 (受講料 (テキスト代含) 2,000円/人 (税込))

開催地	ブロック	開催予定時期	開催予定地
北海道	北海道	8月下旬	札幌市内
調整中	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	—	—
東京都	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	7月上旬	千代田区内
石川県	富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県	9月上旬	金沢市内
調整中	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	—	—
愛媛県	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県 徳島県・香川県・愛媛県・高知県	7月下旬	松山市内
熊本県	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	8月上旬	熊本市内

[時間割案]	10時30分～11時40分	固定資産税制度の現状と課題 (70分)
	13時00分～14時10分	審査委員会の運営について (70分)
	14時20分～15時50分	固定資産税関係判例解説 (90分)

3. 償却資産研修会 (受講料 (テキスト代含) 2,000円/人 (税込))

	開催地	ブロック	開催予定時期	開催予定地
1	秋田県	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	6月下旬	秋田市内
2	東京都	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	6月中旬	千代田区内
3	岐阜県	富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県	8月上旬	岐阜市内
4	大阪府	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	7月中旬	大阪市内
5	島根県	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	8月上旬	松江市内
6	香川県	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	9月上旬	高松市内
7	大分県	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	8月中旬	大分市内
8	沖縄県	沖縄県	6月上旬	那覇市内

[時間割案] 10時00分～11時20分 償却資産課税の基礎知識 (80分)
 11時30分～12時20分 償却資産の年間事務の運営 (50分)
 13時20分～16時00分 実地調査事務について (160分)